

回 答 書

令和8年度 浦添市子どもの居場所連絡会運営業務委託に係る公募型プロポーザルに係る質問について回答いたします。

1	項 目	1. 連絡会における居場所の定義について
	質 問 内 容	1. 本市における、連絡会への登録団体とはどこまでを指しますか。(例：こども食堂のみ、食事提供を伴わない居場所など区分はありますか。)
	回 答	<p>本連絡会における「子どもの居場所」とは、子どもが地域の中で安心して過ごすことができる場を提供する取組を行う団体を対象としており、食事提供の有無に限定するものではありません。そのため、こども食堂のように食事提供を伴う取組のほか、学習支援や遊び・交流の場の提供など、子どもの居場所づくりを目的とした活動を行う団体を含みます。</p> <p>なお、連絡会の対象団体については、「てだこ未来応援ネットワーク」加盟団体を基本としつつ、今後新たに活動を開始する団体等についても必要に応じて対象とします。</p>
2	項 目	2. 連絡会開催について
	質 問 内 容	2. 連絡会を開催するにあたり、補助団体・自主団体の参加義務はございますか。
	回 答	<p>連絡会は、子どもの居場所団体や関係機関等のネットワーク形成及び情報共有を目的として開催するものです。参加については、各団体基本必須としておりますが、居場所の運営状況等を踏まえ強制するものではありません。</p> <p>なお、多くの団体が参加しやすいよう、開催方法や内容について工夫しながら参加促進を図ることを想定しています。</p>
3	項 目	3. 人材育成研修について
	質 問 内 容	3. 人材育成研修実施での対象者は誰にあたりますか。(居場所運営者若しくは事務局) 仕様書4-(2)の⑥と基本方針の6との関連。
	回 答	<p>仕様書4(2)⑥に示す人材育成研修については、主に子どもの居場所を運営する団体の運営者やスタッフ等を対象とした研修を想定しています。</p> <p>また、仕様書3基本方針(6)に記載している「業務従事者が適切な支援を行うために必要な教育」については、受託事業者の業務従事者に対する人材育成を指します。</p> <p>なお、具体的な実施方法や内容については、受託事業者決定後、市と受託事業者で協議の上決定します。</p>